道路貨物運送業の労働災害防止について

１　労働災害発生件数（平成３０年～令和４年）

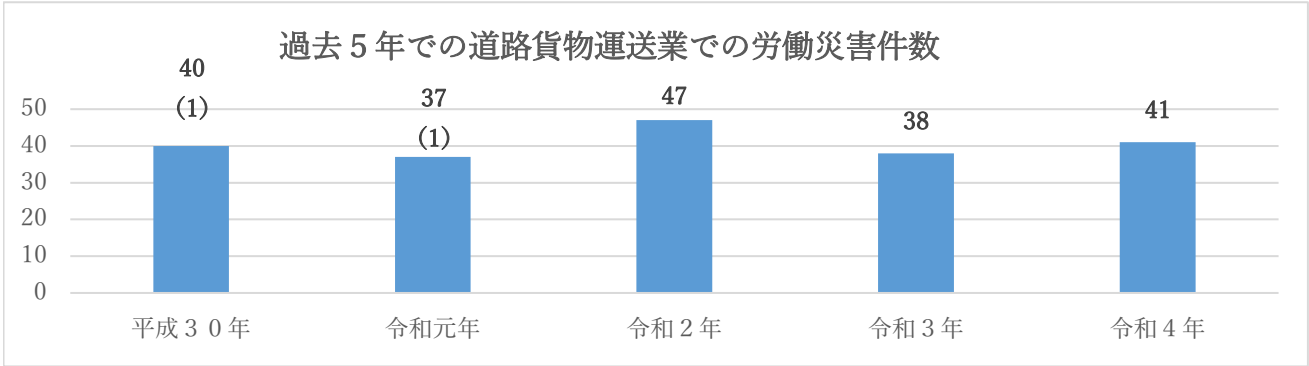

※（山口労基署管内の道路貨物運送業における休業４日以上の死傷災害件数）（　）の数値は死亡災害で内数

令和４年は令和３年に比べると増加しましたが、近年は、横ばい状態が続いています。

２　事故の型別労働災害件数（平成３０年～令和４年）

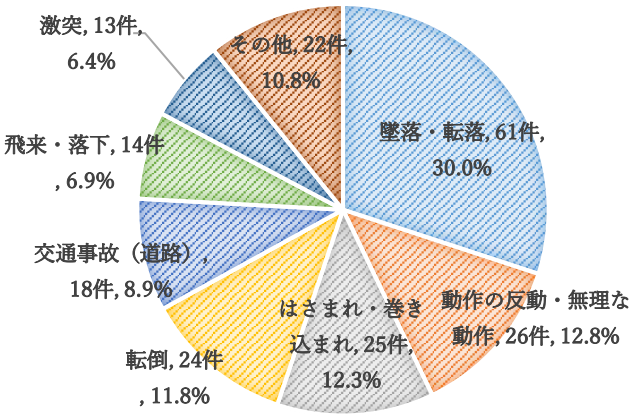

「墜落・転落」が全体の約３割を占めて、最も多く、以下、「動作の反動・無理な動作」、「はさまれ・巻き込まれ」、「転倒」と続いています。

死亡災害は、「はさまれ・巻き込まれ」、「交通事故（道路）」で１件ずつ発生しており、いずれもトラックの運転に起因するものでした。

３　労働災害防止のための留意事項について

（１）トラックの荷台上からの墜落・転落防止

「墜落・転落災害」６１件のうち、４２件（６８．８％）がトラックの荷台等から転落したものでした。

荷締め中にバランスを崩す、荷卸し中に荷台上を後ろ向きに歩いて転落する、荷台への昇降時に転落するといった事例がよく見られ、特に後ろ向きの転落は重篤災害につながるおそれが大きくなります。

トラック荷台上の作業では、①荷台端付近で背を荷台外側に向けない（背を向けざるを得ない状況下の場合は「背を向けている」という意識を持つ）、②足元の作業場所（作業床）の確保、③保護帽の着用などにご留意ください。

（作業場所の確保例）

※簡易作業床をあおりに取付け

山口労働基準監督署

【裏面に続く】

（２）腰痛防止

「動作の反動・無理な動作災害」２６件のうち、１３件（５９．１％）が荷物を抱えた際に腰痛を発症したものでした。

床面から重量物を持ち上げる場合は、腰を十分に下ろして抱え、ヒザを伸ばして立ち上がることで、腰になるべく負荷がかからないようにご注意ください。

また、適宜腰のストレッチ体操を行うことも効果的です。

※参考「重量物取扱いや運転業務による腰痛を防止しましょう」

（３）はさまれ・巻き込まれによる災害の防止

「はさまれ・巻き込まれ災害」２５件のうち、トラック・フォークリフトとの接触によるものが７件発生しており、そのうち１件は、後進したトラックとの接触による死亡災害でした。

運転で後進する際は後方確認を徹底してください。また、必要に応じて誘導者を配置し、誘導者の合図に従うようにしてください。

また、台車やロールボックスパレットを動かしているときに、誤って手足をはさむものが８件発生しています。重量物を急いで運搬して勢い余って止まれずに、はさんでしまう場合が多く見られます。

作業の際はあわてず、安全な体勢を確保して作業を行うように注意してください。

※参考「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」

（４）転倒災害の防止

「転倒災害」２４件のうち、１２件（５０．０％）は配送先で縁石等の構築物につまづいたことによるものでした。

根本的な防止対策を図ることが難しい場合もありますが、常に足元に注意して通行するようにお願いします。

（５）交通事故防止

「交通事故（道路）災害」１８件のうち、自過失的なもので１１件、もらい事故で７件発生しています。

交通ルールを守るとともに、居眠り運転等の不安全な状態を招かないように、長時間労働の抑制や健康診断の実施など、従業員の皆様の健康管理にもご配意をお願いします。

今日も１日ゼロ災害で！！　ご安全に！！

（R5.5）